

食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを求める意見書

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄されている、いわゆる食品ロスの削減は、今や我が国において喫緊の課題と言えます。

国内で発生する食品ロスの量は、年間646万トン（平成27年度）と推計されており、これは国連の世界食糧計画（WFP）が発展途上国に食糧を援助する量の約2倍に上ります。

国は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）に沿って、家庭での食品ロスの量を2030年度までに半減させることを目指していますが、事業者を含め国民各層の食品ロス削減に対する取り組みや意識啓発は、いまや必要不可欠であります。

食品ロスを削減していくためには、国民一人一人がおのこの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要であります。

また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要であります。

よって、国におかれましては、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について強く要望いたします。

記

- 1 商慣習の見直し等による食品事業者の廃棄抑制や消費者への意識啓発、学校等における食育・環境教育の実施など、食品ロス削減に向けての国民運動をこれまで以上に強化すること。
- 2 賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンクなどの取り組みをさらに支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成31年3月22日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）